

# 社会福祉法人泉会 役員・評議員及び評議員選任・解任委員の報酬・費用弁

## 償及び慶弔に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉会（以下「この法人」という。）定款第6条、第8条及び第21条の規定に基づき、役員・評議員及び評議員選任・解任委員に支払われる報酬等、の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち理事は理事長または常勤理事・業務執行理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| (1) 理事長・常勤理事・業務執行理事 | 報酬           |
| (2) 非常勤の役員          | 報酬（日当・交通費含む） |
| (3) 評議員             | 報酬（日当・交通費含む） |
| (4) 評議員選任・解任委員      | 報酬（日当・交通費含む） |

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、業務執行理事の場合に限り給与とあわせて報酬を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 この法人の評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給すること

ができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の役員には定款第21条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 4 この法人の常勤理事の報酬月額、別表2に定める額とする。
- 5 理事長・常勤理事および業務執行理事の報酬月額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 6 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。
- 7 評議員選任・解任委員に対する報酬は、別表4に定める額とする。

#### (支給方法)

第5条 常勤役員の報酬等は月末締め翌月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は月末締め翌月15日に支払う。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。
- 3 評議員選任・解任委員に対する評議員選任・解任委員会出席毎の報酬は、出席した都度、支給する。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払う。

#### (役員及び評議員に対する慶弔)

第6条 役員等に対する弔慰等は次のとおりとする。

|     |       |           |
|-----|-------|-----------|
| 弔慰等 | 本人死亡  | 30,000円まで |
|     | 配偶者死亡 | 20,000円まで |

但し、常勤の役員については職員の規程による。

#### (費用)

第7条 役員及び評議員が出張したときは、その往復と用務に要する交通費の実費を支給する。尚、宿泊を伴う場合は、その実費を支給する。

#### (公表)

第8条 この法人は、当規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

#### (改正)

第9条 この規程の改正は評議員会の議決により行う。

(附則)

この規程は2017年 7月 28日より改正実施する。

また、この規程をもって、役員及び評議員の手当・費用弁償及び慶弔に関する規程（1989年制定）は廃止する。

第1次改定 2018年 11月 17日より施行する。

第2次改定 2019年 11月 16日より施行する。

第3次改定 2020年 11月 21日より施行する。

第4次改定 2021年 6月 19日より施行する。

第5次改定 2023年 7月 1日より施行する。

第6次改定 2025年 6月 18日より施行する。

別表1（第4条関係）評議員の報酬

|                     | 日 額    |
|---------------------|--------|
| 評議員会への出席（リモート会議を含む） | 8,000円 |
| 決議の省略               | 5,000円 |
| 上記のほか、法人・施設業務のための出席 | 5,000円 |

別表2（第4条関係）常勤役員の報酬

|          | 月 額        |
|----------|------------|
| 理事長      | 50,000円    |
| 業務執行理事   | 40,000円    |
| その他の常勤理事 | 評議員会の決定による |

別表3（第4条関係）非常勤役員の報酬

## (1) 理事

|                     | 日 額    |
|---------------------|--------|
| 理事会への出席（リモート会議を含む）  | 8,000円 |
| 決議の省略               | 5,000円 |
| 上記のほか、法人・施設業務のための出席 | 5,000円 |

## (2) 監事

|                         | 日 額     |
|-------------------------|---------|
| 監事監査への出席（決算）（リモート会議を含む） | 20,000円 |
| 内部監査の出席                 | 16,000円 |
| 理事会・評議員会への出席（リモート会議を含む） | 8,000円  |
| 公益通報者保護規程に伴う調査          | 10,000円 |
| 上記のほか、法人・施設業務のための出席     | 5,000円  |

別表4（第4条関係）評議員選任・解任委員の報酬

|                                | 日 額    |
|--------------------------------|--------|
| 評議員選任・解任委員会への出席<br>（リモート会議を含む） | 8,000円 |